

宮崎市における入札参加指名停止措置情報(建設工事等)

事業者名 (所在地)	指名停止措置の期間			指名停止(解除)措置の理由	該当事項
	期間	開始日	終了日		
九州電力(株) (福岡県福岡市)	1.5か月	令和5年4月24日	令和5年6月7日	公正取引委員会は、令和5年3月30日付けで、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、課徴金減免制度を適用した。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第2第5号
青木あすなる建設(株) (東京都千代田区)	2か月	令和5年4月24日	令和5年6月23日	左記業者は、岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、虚偽の資料で協議を行い、変更契約を締結したことが建設業法第28条第1項及び同項第2号に該当し、令和5年3月17日に関東地方整備局から監督処分(営業停止処分)を受けた。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第2第13号
大成・吉原・桜木特定建設工事共同企業体 ①大成建設株式会社 ②吉原建設株式会社 ③株式会社桜木組	1か月	令和5年9月27日	令和5年10月26日	左記業者は、大成・吉原・桜木特定建設工事共同企業体による宮崎県発注の「新県立宮崎病院建設主体工事」の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、令和2年4月15日、工事関係者に死亡者を生じさせ、令和5年8月28日に宮崎県から入札参加資格停止(1か月)を受けた。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第1第10号
西武建設株式会社	2か月	令和5年9月27日	令和5年11月26日	左記業者は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していたため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年7月21日に国土交通省関東地方整備局より監督処分(指名停止処分)を受けた。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第2第13号
伸洋土木株式会社	3か月	令和5年11月20日	令和6年2月19日	左記事業者は、令和5年10月6日に契約締結した「分流地区管渠改築工事(5-1工区)」において、契約後に仕様による施工ができないという理由により、工事続行不能届が提出された。 これにより、令和5年11月10日付けで契約を解除したものである。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第2第13号

※「該当事項」欄における『要綱』とは、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱をいう。

宮崎市における入札参加指名停止措置情報(建設工事等)

事業者名 (所在地)	指名停止措置の期間			指名停止(解除)措置の理由	該当事項
	期間	開始日	終了日		
(株)中村設備工業	1か月	令和5年12月13日	令和6年1月12日	左記事業者は、民間発注の営業所新築工事電気設備工事において、電気工事業の建設業許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超える請負契約を締結したため、宮崎県知事から監督処分を受けた。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第1第8号
株式会社久米設計	6か月	令和5年12月13日	令和6年6月12日	左記事業者九州支社長は、串間市副市長らと共謀のうえ、令和5年4月21日に行われた串間市発注に係る同市消防庁舎新築工事設計業務委託に関する指名競争入札において、入札の公正を害したとして、同年11月16日に公契約関係競売等妨害罪等の容疑で逮捕、同年12月7日に宮崎地方検察庁が起訴した。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第2第13号
ランドブレイン株式会社	6か月 (解除)	令和5年12月13日	令和6年1月17日	左記事業者社員は、串間市副市長らと共謀のうえ、令和5年4月21日に行われた串間市発注に係る同市消防庁舎新築工事設計業務委託に関する指名競争入札において、入札の公正を害したとして、同年11月16日に公契約関係競売等妨害罪等の容疑で逮捕されたが、同年12月27日に不起訴処分となった。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第2第13号 「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第5条第9項
蜂谷工業株式会社	3か月	令和6年2月19日	令和6年5月18日	左記事業者は、建設業法第15条第2号及び同法第26条の規定に違反した。 このことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当し、令和5年11月28日に中国地方整備局から指示処分及び営業停止命令を受けた。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第2第13号

※「該当事項」欄における『要綱』とは、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱をいう。

宮崎市における入札参加指名停止措置情報(建設工事等)

事業者名 (所在地)	指名停止措置の期間			指名停止(解除)措置の理由	該当事項
	期間	開始日	終了日		
株式会社中央設計技術研究所	3か月	令和6年8月28日	令和6年11月27日	左記事業者は、令和6年7月22日に契約締結した「一ツ葉中継ポンプ場耐震実施設計業務委託(土木)」において、契約後に技術者の継続配置が困難との理由により、業務続行不能届が提出された。 これにより、令和6年8月7日付けで契約を解除したものである。	「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」第3条第1項に規定する別表第2第13号

※「該当事項」欄における『要綱』とは、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱をいう。